

加古川市児童クラブ管理運営業務
プロポーザル募集要領（公募型）

加古川市教育指導部
社会教育課
（令和5年4月）

1 趣旨

加古川市の児童クラブにおいては、留守家庭児童対策事業として、PTAが実施主体となり、昭和60年度に平岡小学校区にて開設されたことに始まり、平成2年度までに、PTAにより5小学校区で開設された。その後、平成7年度から、市直営方式により2小学校区で開設後、順次増設し、平成20年には市内全28小学校に児童クラブを設置した。以降は、待機児童対策として順次クラブ数を増設するとともに、令和元年度から市内全28小学校において、受入対象児童を小学校6年生まで拡大するなど、市民ニーズに的確に応じてきており、令和5年4月現在、市内全28小学校に79児童クラブを設置し、3,000人を超える児童が利用している。また、サービス面についても、児童クラブ推進員の支援の充実により、質の向上に取り組んでいるところである。

今回、児童クラブの安定的な運営や更なるサービスの質の向上を目的に、一部の児童クラブの管理運営を民間事業者へ委託することとする。

児童クラブ管理運営業務の実施にあたっては、価格のみではなく事業者の業務実績、専門性、企画力、人材育成能力、運営能力等を勘案し、総合的な見地から判断して最適な事業者と契約を締結する必要があることから、プロポーザル方式により契約の相手方となる候補者（以下「契約候補者」という。）及び契約候補者の次に契約の相手方となる候補者（以下「次点者」といい、契約候補者及び次点者を「契約候補者等」という。）を選定するものとする。

2 業務の概要

- (1) 業務名 : 加古川市児童クラブ管理運営業務（以下「本業務」という。）
- (2) 業務目的 : 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業として、加古川市児童クラブを運営し、家庭に代わる生活の場を確保するとともに、適切な遊びや指導を行うことにより、児童の安全保護と健全育成を図る。
- (3) 業務内容 : 加古川市児童クラブ管理運営業務委託仕様書（別紙1、以下「仕様書」という。）のとおり
- (4) 履行期間 : 契約締結日から令和9年3月31日まで
※なお、契約締結日から令和6年3月31日までは、準備期間及び業務引継期間とし、児童クラブ管理運営業務の委託開始時期は令和6年4月1日とする。

3 施行予定額（予算額）

- ・3年間総額の提案上限額 862,739,000円
- ・年度毎の提案上限額
 - 令和6年度 287,231,000円
 - 令和7年度 286,966,000円
 - 令和8年度 288,542,000円

※本業務に係る消費税及び地方消費税は、消費税法（昭和63年法律第108号）第6条第1項及び別表第1第7号に該当するため、非課税として取り扱う。

※提案額は、各年度の提案上限額を上限に、各年度で毎月均等払いを条件として、見積もること。（令和5年度は準備・引継期間のため、委託料の請求は不可とする。）

4 プロポーザルの型式

本業務は公募型プロポーザルにより契約候補者等を決定するものとする。

5 プロポーザル選定委員会の設置

契約候補者等の選定は、加古川市児童クラブ管理運営業務プロポーザル選定委員会設置要領に定める選定委員会が行うものとする。

6 契約候補者等決定までの流れ

- (1) プロポーザルへの参加を希望する者（以下「参加希望者」という。）は、指定期日までに本市に参加申込みをし、参加資格を有すると認められた者（以下「参加者」という。）の通知を受けた場合にプロポーザルに参加できるものとする。
- (2) 参加者は、指定期日までに本市に企画提案書等を提出したのち、契約候補者等の選定を受けるものとする。
- (3) 本市は、選定の結果、得点が上位1位となった者を「契約候補者」、上位2位となった者を「次点者」として選定し、まず契約候補者と期間を定めて企画提案の内容をもとに契約締結に向けて契約条件等について協議を行うものとする。
- (4) 上記(3)の期間内に本市と契約候補者との協議が整わない場合は、本市は次点者と協議を行うものとする。
- (5) 契約候補者等の選定に関する日程については、「15 日程及び提出書類等」のとおりとする。

7 参加資格要件

参加者は、次のすべての要件を満たさなければならない。

入札参加資格	(1) 公募開始日において、加古川市財務規則（昭和44年規則第13号）第76条第1項に規定する入札参加資格者名簿に登録されていること。 (2) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。 (3) 市税を滞納していないこと。 (4) 消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
入札参加停止措置	公募開始日から契約締結日までの期間において、加古川市指名停止基準（平成6年告示第166号）に基づく指名停止措置を受けていないこと。
業務実績	地方公共団体等が実施する放課後児童クラブ（児童福祉法に基づく放課後児童健全育成事業として実施するもの）で、小学校3校以上かつ支援の単位数が5支援以上の管理運営業務を平成27年4月1日以降に受託した業務実績（履行中のものを含む）を有すること。
経営の安定性	・手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者又は、当該業務委託の参加表明前6か月以内に手形若しくは小切手の不渡りを出した者でないこと。 ・会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てを行っている者でないこと。 ただし、手続開始の決定後、国の一般競争入札参加資格の再認定を受けている場合は除く。

契約の相手方としての適格性	加古川市契約からの暴力団排除に関する要綱(平成24年3月16日総務部長決定)に規定する暴力団等でないこと。
その他	公平なプロポーザル実施の妨げになる行為、事実等がないこと。

8 説明会

説明会は開催しない。

9 質疑・回答

質疑・回答については、次のとおり行うこととする。

- (1) 質問がある場合は、「質問書」(様式10)に質問事項を記載のうえ、令和5年5月24日(水)17時までに、電子メールにより「18 問い合わせ先」に送信すること。メールの件名は「加古川市児童クラブ管理運営業務プロポーザル質問書(会社名)」とすること。
 - (2) 質疑に対する回答は、「質問回答書」(様式11)により、参加者全員に電子メールにて令和5年5月31日(水)までに回答する。
- ※ただし、参加資格要件を満たさないことが明らかな質問者からの質疑については、本市は回答しないことができるものとする。

10 参加申込・資格審査

(1) 参加申込

参加希望者は、「プロポーザル参加表明書」(様式1)に必要な事項を記入、代表者印を押印のうえ、関係書類を添えて提出すること。

ア 関係書類

①法人等概要票(様式2)

②業務実績調書(様式3-1)

業務実績調書に記載した業務契約書の写し

※(様式3-1)に記載した内容が分かる資料についても提出すること。

※業務実績調書については、企画提案書提出時にも提出すること。

③業務責任者届出書(様式3-2)、業務責任者届出書に記載した業務責任者の資格を証する書類の写し、放課後児童支援員認定資格研修修了状況、実務経験年数及び貴法人での勤務年数が把握できる証明書等の写し

④加古川市市税確認承諾書(様式4-1)

⑤誓約書(様式4-2)

⑥国税に関する納税証明書その3の3

※国税に関する納税証明書は、令和5年2月17日以降に発行したものに限る。

⑦法人等概要(パンフレットなど任意)

イ 提出期限：令和5年5月10日(水)17時 必着

※提出期限を過ぎたプロポーザル参加表明書は受け付けない。

※郵送による提出の場合、提出期限までに市に到着しなかったものは受け付けない。

ウ 提出場所：「18 問い合わせ先」

(2) 資格審査

本市は、受け付けたプロポーザル参加表明書等により、参加希望者が資格要件を満たし

ているかについて審査し、参加資格確認の結果について、「参加資格審査結果通知書兼企画提案書等提出依頼書」（様式6）又は「参加資格審査結果通知書」（様式7）を、令和5年5月17日（水）までに参加希望者に発送するものとする。

参加資格審査結果の通知を受領した者は、この決定について、通知日の翌日から起算して5日以内（土・日曜、祝日を除く。）に、書面をもって本市に説明を求めることができるものとする。

(3) 参加を辞退する場合

参加を辞退する場合には、「プロポーザル参加辞退書」（様式5）に必要事項を記入、代表者印を押印のうえ、企画提案書提出期限までに「18 問い合わせ先」に提出するものとする。

11 企画提案について

(1) 企画提案書の作成

参加者は、仕様書及び「企画提案書作成要領」等に基づき、考えうる最適な方策を企画提案書等により提案するものとする。企画提案は1者につき1件とする。なお、企画提案書等に記載された内容については、企画提案時に提出した見積額に追加費用を伴わず実施する意思があるものとみなす。

① 企画提案書の提出について

「企画提案書等提出届」（様式8）に必要事項を記入し、代表者印を押印すること。

② 企画提案書

企画提案書作成要領を参照のうえ、同要領に規定する項目順に作成すること。

用紙はA4とし、左側綴じによりバインダー等で綴じること。また、表紙・目次を除く頁に番号を付番すること。

③ 見積書及び見積内訳書

本業務内容を実施するための費用を施行予定額の範囲内で作成すること。

（様式は任意。代表者職氏名を記入し、押印のこと）。

また、見積内訳書には、その積算内訳を業務別に記載すること。

(2) 提出部数

ア 正本 1部

イ 副本 10部

※企画提案書等の電子ファイル一式を納めたCD-ROM又はDVD-ROMを1枚用意すること。なお、電子ファイルに関しては、Microsoft Office または Acrobat Readerにて参照可能な形式とすること。

(3) 提出期限、方法及び場所

ア 提出期限：令和5年6月7日（水）17時必着

イ 提出方法：直接社会教育課窓口へ持参か、書留郵便とする。

※窓口への持参は、月曜日から金曜日（土・日曜、祝日を除く。）のうち、8時30分から17時（12時から13時を除く。）までとする。

※電子メールでの提出は不可とする。

※提出期限を過ぎた企画提案書は受け付けない。

※郵送による提出の場合、提出期限までに到着しなかったものは受け付け

ない。

ウ 提出場所：加古川市役所 新館8階 教育指導部社会教育課
加古川市加古川町北在家 2000 番地

(4) 企画提案書に対する質問

企画提案書等の内容について、本市が参加者に問い合わせを行った場合、問い合わせを受けた参加者は速やかに回答するものとする。

12 プレゼンテーションの実施

企画提案書等の内容について、次のとおりプレゼンテーションを実施し、評価を行う。

(1) 日程及び場所等

実施日程：令和5年6月16日（金）（予定）

実施場所：加古川市役所南館（旧勤労会館） 3階 301会議室

※プレゼンテーション時間の内訳は、準備5分、説明20分、質疑10分を予定している。

ア プレゼンテーションは、本市に提出した企画提案書等を使用して説明することとし、提出後の資料の差替え・追加は認めない（スクリーン等に投影して説明する場合を含む）。ただし、明らかな若しくは軽微な修正の場合はこの限りではない。

イ プレゼンテーション及び質疑応答の内容は、提案書に記載がない場合でも、提案内容に含まれるものとする。

ウ プレゼンテーションに必要な機器は、参加者が用意すること。ただし、プロジェクター及びスクリーンは本市が用意したものを利用してもよい。

エ 出席者は3名以内とし、配置予定の業務責任者のうち、1名は必ず出席すること。

オ プレゼンテーションは、配置予定の業務責任者を中心に実施すること。

カ 本市は、プレゼンテーションの内容を録音することができる。

キ 当該プレゼンテーションを欠席した場合は、提案を辞退したものとみなす。

(2) プレゼンテーションを踏まえた企画提案書等の内容により、契約候補者等を選定する。

ア 契約候補者への通知

「プロポーザル選定委員会審査結果について（通知）」（様式12）により通知する。

イ 次点者への通知

「プロポーザル選定委員会審査結果について（通知）」（様式13）により通知する。

ウ 上記ア及びイ以外の者への通知

「プロポーザル選定委員会審査結果について（通知）」（様式14）により通知する。

(3) 上記（2）の通知は、審査終了後、7日以内に発送する。

(4) 契約候補者に選定された者以外の者は、その理由について、通知日の翌日から起算して5日以内（土・日曜、祝日を除く。）に、書面をもって「18 問い合わせ先」に説明を求められるものとする。

13 契約候補者等の選定

契約候補者等の選定については、別紙「採点基準表」により、契約候補者及び次点者を決定する。なお、総合評価点と同じ場合は、出席委員等の多数決で決定し、可否同数のときは、委員長が決定する。

また、総合評価点のうち価格点を除いた1,200点満点中の600点に満たない者は、契約候

補者等に選定しない。

14 契約締結に向けての協議

(1) 仕様等の確定について

本市は、契約締結に向けて、契約候補者と協議を行うが、契約候補者の選定をもって契約候補者の企画提案書等に記載された全内容を承認するものでない。

協議において、必要な範囲内において企画提案書の項目の追加・変更及び削除を行ったうえで本契約の仕様に反映させることができる。次点者においても同様とする。

(2) 契約金額について

契約金額は原則として、企画提案時に提出した見積額を超えないこととする。ただし、協議時に企画提案書等に記載された項目に追加等があった場合はこの限りではない。

(3) 契約書について

契約書は、本市が用意したものを使用する。

(4) 契約保証金

契約保証金については契約金額の 10 分の 1 に相当する額を契約締結前に納付すること。

ただし、契約候補者が加古川市財務規則（昭和 44 年 5 月 31 日規則第 13 号）第 99 条第 1 項各号のいずれかに該当する場合は当該条項により免除する。

15 日程及び提出書類等

事務等の名称	日程・締切	提出書類等	
参加申込	令和 5 年 5 月 10 日（水） 17 時まで（必着）	様式 1～2 様式 3-1～3-2、 様式 4-1～4-2 必要書類	参加希望者 ⇒市
参加資格審査結果の 通知	令和 5 年 5 月 17 日（水） までに発送	様式 6 又は様式 7	市⇒参加希 望者
質問締切	令和 5 年 5 月 24 日（水） 17 時まで	様式 10	参加者⇒市
質問に対する回答	令和 5 年 5 月 31 日（水） までに回答	様式 11 メールで回答	市⇒参加者
企画提案書提出	令和 5 年 6 月 7 日（水） 17 時まで（必着）	様式 8 様式 3-1 様式 9-1～9-4 必要書類	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="font-size: 3em; margin-right: 10px;">}</div> <div style="font-size: 0.8em; margin-right: 10px;">正本 1 部 副本 10 部</div> <div>参加者⇒市</div> </div>
実施日程通知	令和 5 年 6 月 9 日（金） までに発送	—	市⇒参加者
プレゼンテーション （予定）	令和 5 年 6 月 16 日（金）	—	—
選定結果等の通知 （予定）	令和 5 年 6 月 21 日（水） までに発送	様式 12～様式 14	市⇒参加者

契約候補者との協議 (予定)	令和5年7月5日(水) まで	—	—
次点者との協議 (予定)	令和5年7月19日(水) まで	—	—
契約締結日(予定)	令和5年7月28日(金)	(契約書)	—

※契約候補者との協議が整った場合は、市は速やかに次点者にその旨および次点者との協議を行わないことを通知する。

16 情報公開

選定の過程や評価結果については、加古川市情報公開条例に基づき対応する。

加古川市情報公開条例に基づく公開請求があった場合は、原則として公開の対象文書となる。ただし、公開により、その者の権利、競争上の地位その他利益を害すると認められる情報は非公開となる場合があるため、この情報に該当すると考える部分がある場合には、あらかじめ文書により申し出ること。

なお、本プロポーザルの受託候補者選定前において、決定に影響が出るおそれのある情報については、契約締結後の公開とする。

17 その他

(1) 参加者が次の事項のいずれかに該当する場合は、失格とする。

ア 提出書類の提出期限を過ぎた場合

イ 募集要領、企画提案書作成要領に定める事項に違反した場合

ウ 本業務の見積額が「3 施行予定額(予算額)」において提示している3年間総額又は年度毎の提案上限額を超過した場合

エ 提出書類に虚偽の記載をしたことが判明した場合

オ 募集要領に定める方法以外で市職員、選定委員等に対して本案件について接触をはかり、接触した事実が認められた場合

カ その他公平な競争の妨げになる行為・事実があったと市が判断した場合

(2) 企画提案に要する費用はすべて参加者の負担とする。

(3) プロポーザルの過程で得た情報等は本市に帰属し、市は調査手段等を含め公開・配付できるものとし(個人情報および企画提案書の内容を除く)、参加希望者はこのことに同意のうえ参加申込をすることとする。

(4) 契約候補者となった場合、業務実績として本市の名前を挙げることは可能であるが、仕様書の公開等業務内容の詳細については本市の許可なく開示できないこととする。

(5) 仕様書等内容の詳細については、本業務以外の利用は認めない。

(6) 提出された企画提案書等は返却せず市の所有物として組織内で複写・配付を行う場合がある。

(7) 提出された企画提案書等の内容について審査の過程で疑義が生じた場合は、必要に応じて本市から疑義の照会を行うことがある。

(8) 郵送等の事故については、本市はいかなる責任も負わない。

(9) やむを得ない理由により本選定を実施することができないと認められる場合は、本選定を中止することがある。なお、この場合において、企画提案に要した費用を本市に請求す

ることはできない。

- (10) 本要領に定めのない事項については競争性、公平性を考慮のうえ、適宜市が判断するものとする。

18 問い合わせ先

加古川市教育委員会教育指導部社会教育課（加古川市役所新館 8 階）

住 所：〒675-8501 加古川市加古川町北在家 2000 番地

電 話：079-427-9751 F A X：079-421-4422

E-Mail：manabi@city.kakogawa.lg.jp

担 当：佐藤、城

19 施行期間

本要領は、令和 5 年 4 月 14 日から施行し、選定委員会が契約候補者等の選定を終了したことをもって廃止する。

以 上